

第2次沼津市消費者教育推進計画の概要

第1章 「沼津市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に令和2年度（2020年度）までの5年間を計画期間とした「沼津市消費者教育推進計画」を策定しました。また、「沼津市消費者教育推進地域協議会」を設置し、検証と評価を行いながら消費者が主役となる持続可能な社会の形成を目指した取り組みを行ってきました。

消費者を取り巻く環境は変化し続けており、引き続き、消費者市民社会の実現を目指し、各主体と連携しつつ消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくため、「第2次沼津市消費者教育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

消費者教育の推進に関する法律に基づき、国の基本方針と静岡県消費者教育推進計画を踏まえ、本市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

4 計画の推進体制

沼津市消費者教育推進地域協議会を開催し、消費者教育に係る事業の進捗等を検証・評価し、適宜、見直しを行ってまいります。

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

第9条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。
(都道府県消費者教育推進計画等)

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画)が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

成果指標

(%)

内 容	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
契約等の消費者トラブルの相談が消費生活センターで出来ることを知っている市民の割合 (重点目標1, 5に関連)	21.6 (26.8)	30.0
契約書や印鑑の押印が無くても、契約が成立することを知っている市民の割合 (重点目標3, 4に関連)	37.9 (33.2)	45.0
通信販売やインターネットで買物した商品は、クーリング・オフの対象外であることを知っている市民の割合 (重点目標3, 4に関連)	21.4 (21.3)	30.0
消費者教育を受けたことがある市民の割合 (重点目標1, 2, 3, 4に関連)	15.0 (11.2)	20.0

※()内は前計画における現状値

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

現

消費生活相談・市の取組から

- ・インターネットに関するトラブル件数の高止まり
- ・令和4年（2022年）4月より成年年齢が引き下げ
- ・本市の相談の約半数が60歳以上の高齢者
- ・市の各事業の達成度にバラつきがある

学校・地域包括支援センター等への調査から

- ・未就学児に対する伝え方の難しさ
- ・対象に適した教材の不足
- ・保護者との連携の難しさ
- ・教育プログラム・取組方法などの情報不足

状

市民意識調査の結果から

- ・7割以上が消費生活センターの業務内容を知らない
- ・消費者として団体活動に参加する市民は少ない
- ・消費生活を行う上での正しい知識が十分浸透していない

課

- ・個々の特性に応じた消費者教育の推進
- ・インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化
- ・若年者に対する消費者教育の推進
- ・高齢者への情報提供・注意喚起の徹底
- ・高齢者の消費者被害の防止
- ・本市が実施する各事業と消費者教育との関連付け

題

- ・学校等における消費者教育の推進
- ・学校等に対する消費者教育の支援
- ・地域包括支援センター等との連携

- ・消費生活センターの認知度の向上
- ・消費者としての意識の向上
- ・消費者としての知識の向上

第3章 重点目標

基本理念

明るい未来（消費者市民社会の形成）につながる、安全・安心なまちづくり

重点目標

1 推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発

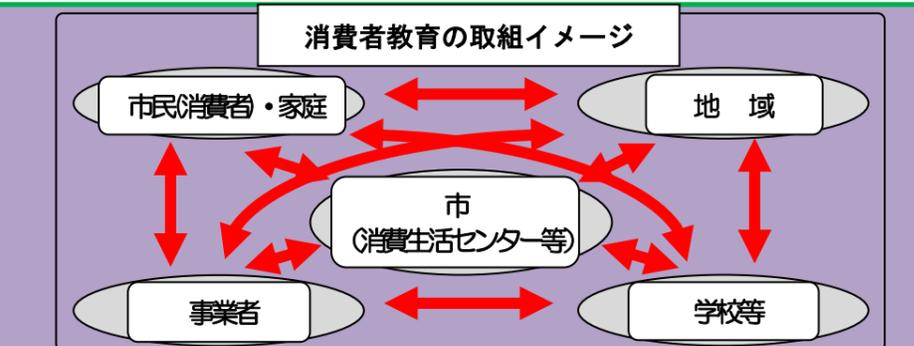
2 各主体への意識付け及び実践方法の普及

3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化

4 若年者に対する消費者教育の充実

5 消費生活センターの拠点化

取組の方向性



1 推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発をする
・消費生活センター職員の資質向上を図る

2 各主体が実施する事業と消費者教育との関係を整理する
・消費者教育を行っているという意識付けを各主体に対して図る

3 地域におけるさまざまな関係団体等と連携し啓発を図る
・福祉関係者との連携を強化し、啓発や見守り力を強化する

4 学校、家庭等において年齢に応じた消費者教育を実施する
・教育委員会等と連携して、学校等における消費者教育を支援する

5 消費生活センターが中心となって各主体に働きかけを行う
・各主体と相互に連携しながら、消費者教育に取り組む
・各主体のスキルアップへの支援を行う
・消費者教育の具体的な取組事例の紹介等を行う
・消費生活センターの業務の周知を図る
・消費者教育の担い手を育てる